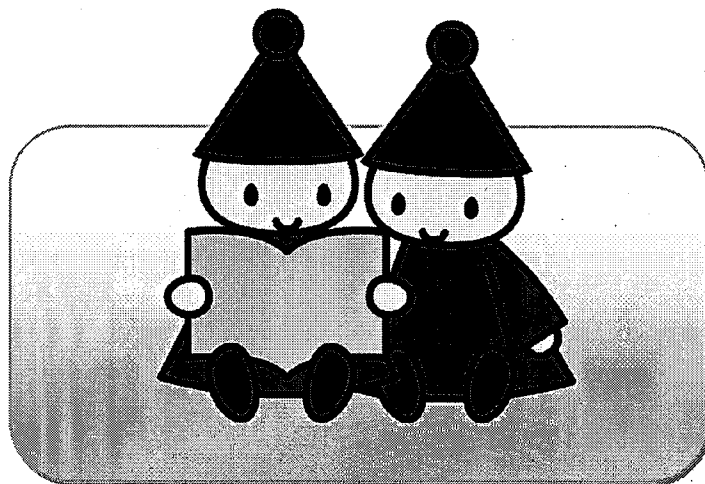


平成28年3月25日提出

教育委員会議 議題4 別冊1

広島市子どもの読書活動推進計画(第三次)

(案)



平成28年3月

広島市

目 次

第1部 計画の策定に当たって

第1章 計画策定の背景・趣旨	1
1 子どもの読書活動推進の意義と計画策定の趣旨	1
2 子どもの読書の現状	2
3 国及び広島県の動向	4
第2章 第二次計画（平成23～27年度）の成果と課題	5
1 第二次計画の目標の達成状況	5
2 第二次計画の重点施策の達成状況	6
3 第二次計画の各取組の成果と課題	9
基本方針1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進	9
基本方針2 子どもの読書活動推進のための施設、設備 その他の諸条件の整備・充実	11
基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	13

第2部 計画の策定

第1章 計画の基本的な考え方	14
第2章 基本方針と施策体系	15
第3章 目標設定と重点施策	16
第4章 計画推進のための取組	19
基本方針1 家庭における子どもの読書活動の推進	19
基本方針2 地域における子どもの読書活動の推進	21
基本方針3 学校等における子どもの読書活動の推進	30
基本方針4 関係機関の連携・協力の推進	36
第5章 計画の推進	39

(注) この計画における図書館とは広島市立の図書館、学校とは広島市立の学校とする。

第1部 計画の策定に当たって

第1章 計画策定の背景・趣旨

1 子どもの読書活動推進の意義と計画策定の趣旨

(1) 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

平成25年2月に独立行政法人国立青少年教育振興機構により公表された「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書」によると、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」「社会性」「自己肯定」「意欲・関心」「文化的作法・教養」「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高いことが示されています。

しかし、近年、スマートフォンやタブレット端末等の情報通信機器の急速な発達・普及に伴い、インターネットを利用した調べものの増加や電子書籍の利用が増えた一方で、子どもの読書離れが進行しており、特に、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向があるなど、子どもの読書環境は大きく変化しています。

こうした中で、子どもが文字・活字に触れることを通じて、想像力や思考力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、自ら考え、自ら行動する力を養っていくために、子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

(2) 計画策定の趣旨

広島市では、子どもの読書活動推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため、平成17年11月に第一次となる「広島市子どもの読書活動推進計画」を、さらに、その成果と課題を踏まえて平成24年3月には第二次計画を策定し、子どもの読書環境の整備を推進してまいりました。

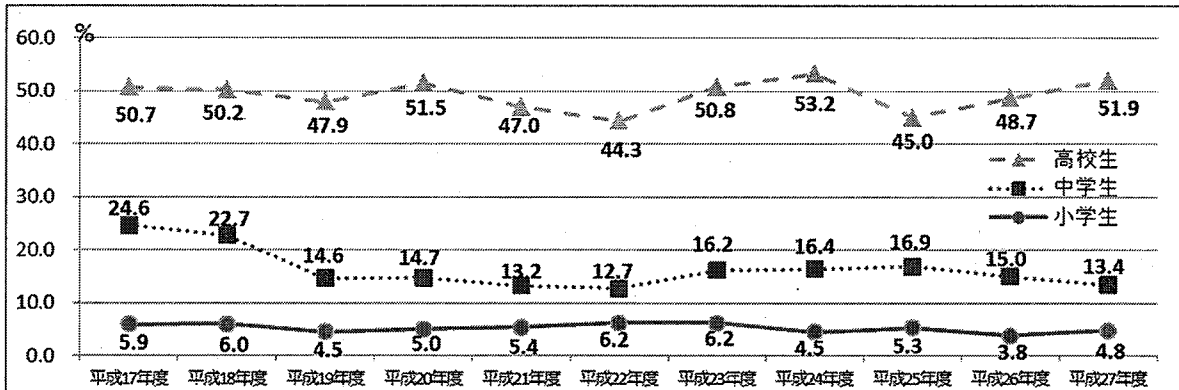
この度、平成27年度をもって第二次計画の計画期間が満了することから、第二次計画の成果と課題を検証するとともに、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するため、「広島市子どもの読書活動推進計画（第三次）」を策定します。

2 子どもの読書の現状

(1) 全国の状況

平成27年6月に公益社団法人全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で実施した「第61回学校読書調査」によると、1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合（「不読率」のこと。）は、小学生が4.8%、中学生が13.4%、高校生は51.9%と学校段階が進むにつれて不読率が高くなっています。

図表1 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（不読率）の推移（全国調査）



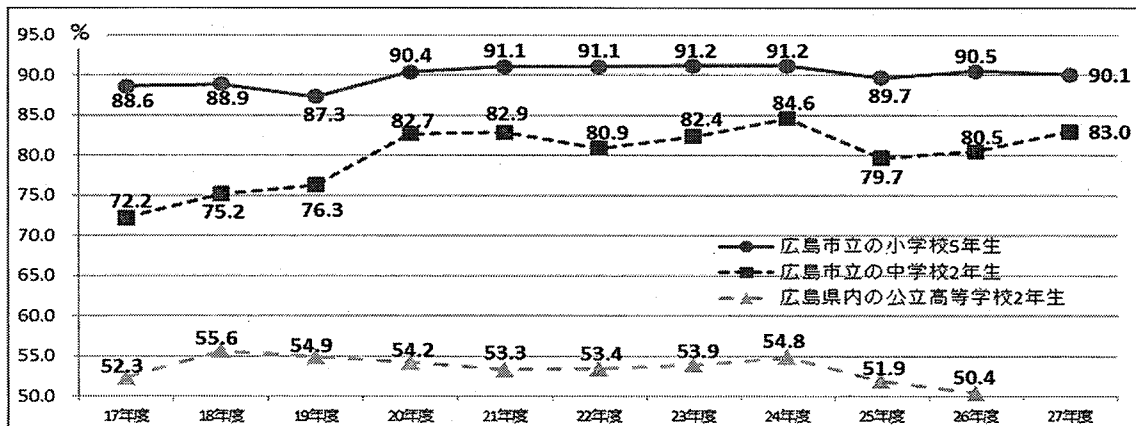
出典：学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社実施）

(2) 広島市の状況

平成27年6月に広島県教育委員会が実施した「『基礎・基本』定着状況調査」によると、広島市立学校において、1か月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合は、小学校5年生90.1%、中学校2年生83.0%であり、近年では、小学校5年生は9割程度、中学校2年生で8割程度の水準を保っています。

また、平成26年11月に広島県教育委員会が実施した「広島県高等学校共通学力テスト」によると、広島県内の公立高等学校において、1か月に1冊以上本を読む生徒（高等学校2年生）の割合は50.4%であり、減少傾向にあります。

図表2 1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合の推移

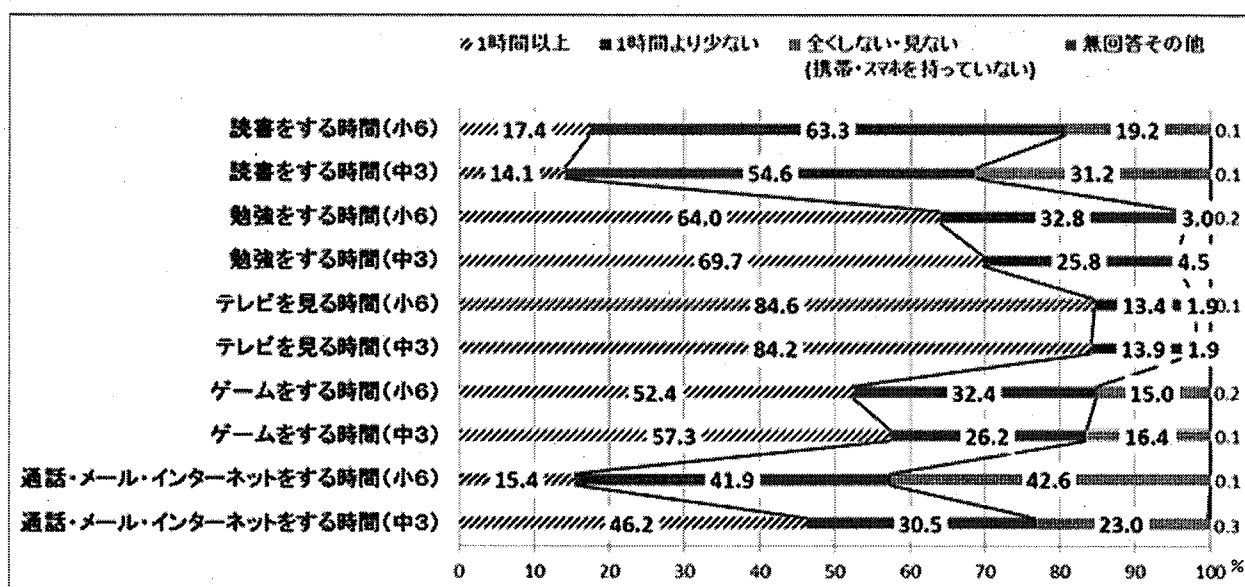


出典：小・中学校：「基礎・基本」定着状況調査（広島県教育委員会実施）
高等学校：広島県高等学校共通学力テスト（広島県教育委員会実施）

また、平成27年4月に文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」によると、広島市立学校において、学校の授業時間以外の普段（月～金曜日）の読書時間は、1日当たり1時間以上読書をする子どもの割合は、小学校6年生は17.4%、中学校3年生は14.1%であるのに対して、全く読書をしなると回答した小学校6年生は19.2%、中学校3年生は31.2%でした。

家庭では、勉強以外にテレビ視聴やゲームなどに時間を多く使ったり、学校段階が進むにつれて、携帯電話やスマートフォンを使ってメールやインターネットをしたりする時間が増えたりする一方で、読書時間が短くなっており、読書習慣が十分に形成されていない状況にあります。

図表3 学校の授業時間以外の普段(月～金曜日)の過ごし方



出典：平成27年度全国学力・学習状況調査（文部科学省実施）

3 国及び広島県の動向

(1) 国の動き

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定して、5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を示しました。第一次基本計画に引き続き、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画を策定しました。

また、第一次基本計画策定後、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」の制定、平成18年12月に「教育基本法」の改正、平成19年6月に「学校教育法」の改正、平成20年6月に「図書館法」の改正、平成26年6月に「学校図書館法」の改正が行われるなど、子どもの読書活動に関連する法整備が進められてきました。

第二次基本計画期間中の成果としては、図書館の児童への貸出冊数の増加や、図書館での読み聞かせなどのボランティア活動を行う者の増加、全校一斉の読書活動（朝読書など）を行う学校の割合の増加などが挙げられています。一方で課題として、学校段階が進むにつれ不読率が増加していることなどが挙げられています。

このような成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、第三次基本計画では、国及び地方公共団体は次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ることとしています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次) 基本的方針

1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
 - ・ 家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化
 - ・ 国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供
2. 子どもの読書活動を支える環境の整備
 - ・ 読書環境の地域格差の改善
 - ・ 読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備
3. 子どもの読書活動に関する意義の普及
 - ・ 読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。

(2) 広島県の動き

広島県においては、平成15年11月に「広島県子どもの読書活動推進計画—ことばの力を育てる読書活動をめざして—」を策定しました。平成21年2月に第二次計画、平成26年2月に第三次計画を策定しました。

第三次計画では、「目指す姿」として、「自ら学び、自ら考え、主体的に判断する子供」、「自ら問題を発見し、よりよく問題を解決しようとする子供」の2つが掲げられています。

県では、平成15年度から全国に先駆けて「ことばの教育」に取り組んでいますが、第三次計画では、4つの柱「本に親しむ—本を読むきっかけの提供」、「たくさん読む—本を読むことの習慣化」、「目的に応じて読む—本を読む力の育成」、「本から学び自らの考えを深める—本を読んで生き方を考える機会の充実」に沿って、具体的な取組を実施することとしています。

第2章 第二次計画(平成23~27年度)の成果と課題

1 第二次計画の目標の達成状況

<目標>

図書館、学校等で「本を読むきっかけの提供」や「本を読むことの習慣化」に取り組み、読む本の冊数を増やします。

平成27年度には、年12冊(1か月に1冊)以上の本を読む子どもの割合を右のとおりにするよう目指します。

区 分	平成22年度⇒平成27年度 (目標値)	
小学校5年生	91.1%	⇒ 93.8%
中学校2年生	80.9%	⇒ 87.3%

出典：「基礎・基本」定着状況調査(広島県教育委員会実施)

<達成状況>

区 分	推進状況(実績)					目標値
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
小学校5年生	91.2%	91.2%	89.7%	90.5%	90.1%	93.8%
中学校2年生	82.4%	84.6%	79.7%	80.5%	83.0%	87.3%

<評価>

1か月に1冊以上本を読む子どもの割合は、小学校5年生では、計画期間中おおむね90%を維持してきましたが、平成25年度以降は計画策定時の数値を下回りました。中学校2年生では、平成23年度・平成24年度に改善が見られたものの、平成25年度・平成26年度は第二次計画策定時の数値を下回りました。平成27年度は改善が見られ、第二次計画策定時よりも2.1ポイント上回りましたが、目標値には届きませんでした。

図書館、学校等において、計画に沿って重点施策や各取組を推進したが、第二次計画策定時に対し子どもの読書の状況は大きな改善がみられず、目標の達成には至っていません。

2 第二次計画の重点施策の達成状況

(1) 図書館等における重点施策

<達成状況>

重点施策	計画策定時の状況 (平成22年度)	目 標 (目標年度:平成27年度)	推進状況 (平成26年度までの実績)	達成状況
発達段階に応じた読書活動のための情報提供の充実	広報紙・リストなどで、新刊書やテーマに沿った図書を紹介	発達段階別図書リストの作成・配付	こども図書館において、平成25年度から、発達段階別図書リスト(3・4歳、5・6歳、小学1・2年生、3・4年生、5・6年生、中学生向けの6種)の作成・配付を行った。また、高校生のための職業に関する図書リストの作成・配布を行った。	達成
図書館での読み聞かせボランティアのステップアップのための研修会の充実	こども図書館で年に1講座開催(1講座5回)	経験者を対象としたステップアップ研修をこども図書館で年に2講座開催	こども図書館で実施する経験者を対象としたステップアップ研修を、平成25年度から、年に1講座から2講座に増加して開催した。	達成
各保健センターでの絵本の読み聞かせの実施の充実	4か月児健康相談における絵本の読み聞かせの実施 年132回 (4か月児健康相談実施回数306回)	4か月児健康相談において毎回絵本の読み聞かせを実施	4か月児健康相談において、平成24年度から、毎回絵本の読み聞かせを実施した。	達成

<評価>

重点施策「発達段階に応じた読書活動のための情報提供の充実」では、図書館において、発達段階別図書リストの作成・配付を行ったほか、高校生のための職業に関する図書リストの作成・配布も行ったことから、目標を達成しています。

こうした取組は、家庭での読書活動の大切さについての理解を深める役割も果たすものであり、今後も、幼稚園・保育園・認定こども園及び学校を通じて発達段階別図書リスト等の配付を行うなど、発達段階に応じた読書活動のための情報提供の充実を図る必要があります。

さらに、発達段階別図書リストの活用を図るために、学校との連携・協力を深めていく必要があります。



広島市こども図書館



広島市こども図書館



広島市こども図書館

重点施策「図書館での読み聞かせボランティアのステップアップのための研修会の充実」では、こども図書館で実施する経験者を対象としたステップアップ研修を、平成25年度から、年1講座から2講座に増加して開催していることから、目標を達成しています。

こうした取組は、読み聞かせボランティアが活動する上での考え方や必要となる技術を習得する貴重な機会であり、今後も、研修会の充実を図るなど、子どもの読書活動を推進する人材の活動支援に取り組む必要があります。

重点施策「各保健センターでの絵本の読み聞かせの実施の充実」では、各保健センターが実施する4か月児健康相談において、平成24年度から、毎回絵本の読み聞かせを実施していることから、目標を達成しています。

4か月児健康相談は、受診率が96%（平成26年度実績）あり、乳児を持つ保護者の多くが参加することから、この機会を捉えて、絵本の読み聞かせの大切さや意義について保護者に対し普及を図ることは、非常に効果的です。

引き続き、各保健センターでの絵本の読み聞かせ等を実施し、家庭における読書活動の習慣化を推進していく必要があります。

(2) 学校における重点施策

<達成状況>

重点施策	計画策定時の状況 (平成22年度)	目 標 (目標年度:平成27年度)	推進状況 (平成26年度までの実績)	達成状況
読書活動の全体計画・年間指導計画の見直し	全ての小・中・高等学校で作成している。	全ての小・中・高等学校で毎年見直す。	見直しをした学校の割合(平成26年度) ○小学校 100% (142/142校) ○中学校 100% (64/64校) ○高等学校 100% (9/8校9課程)	達成
小・中学校の学校図書館図書標準冊数の達成	図書整備率 ○小学校 111.6% ○中学校 111.1% ※平成20年度以降の開校を除く。	全ての小・中学校で標準冊数を維持する。	図書整備率(平成26年度) ○小学校 114.5% ○中学校 116.1% ※平成20年度以降に開校した3校を除く全小・中学校で標準冊数を達成している。	達成
小・中学校での学校図書館ボランティアの確保	学校図書館ボランティアの人数 ○小学校 137校 1,989人 ○中学校 52校 785人	学校図書館の運営に必要なボランティアの人数を各学校で引き続き確保する。	学校図書館ボランティアの人数(平成26年度) ○小学校 135校 1,987人 ○中学校 46校 322人 ※校長会等を通じて各学校にボランティア確保を働きかけているが、平成23年度以降減少傾向にある。	ボランティアの人数は地域によって一律に確保することが困難となっている。

<評価>

重点施策「読書活動の全体計画・年間指導計画の見直し」では、小・中・高等学校において、平成26年度に全体計画・年間指導計画での教科等における読書活動の位置付けについて見直しを行った割合がいずれも100%となり、目標を達成しています。

今後も、学校や児童・生徒の実態に応じた計画となるよう、計画の見直・作成を行う必要があります。

重点施策「小・中学校の学校図書館図書標準冊数の達成」では、平成20年度以降に開校した3校(小学校2校、中学校1校)を除くすべての小・中学校の学校図書館において、図書標準冊数に達しています。

今後は、引き続き、新設校の学校図書館図書整備を推進するとともに、古い図書資料の廃棄、更新等図書資料の充実を図る必要があります。

重点施策「小・中学校での学校図書館ボランティアの確保」では、学校図書館ボランティアの確保については、校長会等を通じて各学校に呼びかけましたが、ボランティアの人数は減少傾向にあり、小・中学校ともに、第二次計画策定時の数値を下回っていることから、目標の達成には至っていません。

目標未達成の原因として、各学校で地域や保護者の実態、学校の規模等に違いがあり、一律に人数の確保を呼び掛けることが困難であることが考えられます。

学校図書館運営体制の充実を図るためには、今後、行政区ごとの拠点校(中学校)に配置している学校図書館担当事務職員(学校司書)の配置のあり方や、司書資格を有する者等の外部人材の活用方法などの検討を行う必要があります。

3 第二次計画の各取組の成果と課題

基本方針1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 成果

ア 絵本の読み聞かせや発達段階別図書リストの作成・配付等により、家庭における子どもの読書活動の大切さに対する保護者の理解の促進

常設オープンスペースでの育児教室や乳幼児健康診査時において、絵本の読み聞かせや絵本の紹介の充実を図りました。中でも、各保健センターが実施する4か月児健康相談においては、平成24年度から、毎回絵本の読み聞かせを実施し、絵本の読み聞かせの大切さや意義について保護者に対し普及啓発に努めました。

また、図書館では、読み聞かせ会や展示等の読書行事を実施したほか、学齢期別の図書館利用案内や発達段階別の図書リストの作成・配付により、子どもの発達段階に応じた読書支援を推進しました。

図表4 常設オープンスペースでの育児教室や乳幼児健康診査時における絵本の読み聞かせや絵本の紹介の実施

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数・延参加人数	526回 16,446人	717回 18,852人	1,002回 22,708人	937回 24,097人	1,107回 31,605人
(内数)4か月児健康相談における読み聞かせ	132回 /全実施306回	220回 /全実施310回	310回 /全実施310回	304回 /全実施304回	311回 /全実施311回

イ 読み聞かせボランティアの研修や活動支援の推進

図書館において、読み聞かせボランティア入門講座や経験者を対象としたステップアップ研修会を実施したほか、ボランティア登録者へのおはなし会等の場の情報の提供、ボランティア活動のための手引きを作成・配布するなど、ボランティア活動の支援を通じて、地域における子どもの読書活動を推進しました。

また、幼稚園・保育園・認定こども園からの依頼により参観日等の機会に出向いて読書の意義や楽しさを伝えるボランティア「家庭読書アドバイザー」を養成し、家庭での子どもの読書活動推進のための啓発活動や保護者からの読書相談に応じる体制の整備を推進しました。

図表5 ボランティア登録者による保健センター等での読み聞かせ等の実施

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数・延参加人数	—	35回 859人	41回 1,079人	42回 1,082人	43回 900人

ウ 学校における読書活動の推進

平成20年又は平成21年に公示された小学校学習指導要領(平成23年度全面実施)、中学校学習指導要領(平成24年度全面実施)及び高等学校指導要領(平成28年度全面実施)に基づき、学校の教育活動の基本的な在り方を示す全体計画と、全体計画の実現のためにどのような学習活動をどのような時期に行うかを示す年間指導計画について、すべての小・中・高等学校において毎年読書活動の計画の見直しを行いました。

このように、各学校では、各教科等の学習を通じて、発達の段階に応じた体系的な読書活動を推進したほか、4月23日の「子ども読書の日」を全校一斉「朝の読書」の日として、「朝の読書」活動を実施しました。

(2) 課題

ア 子どもの読書習慣化のための保護者向け情報提供の推進

子どもが日々の生活の中で読書を身近に感じ、読書活動を成長とともに習慣づけていくためには、乳幼児期から学齢期を通じて、幼稚園・保育園・認定こども園及び学校において本に触れ合うことのできる環境の整備や取組の充実を図っていくとともに、保護者に対しても読書活動の意義について理解を深める取組を推進する必要があります。

これまでは、保護者向けの情報提供の多くが乳幼児のいる家庭向けのものとなっていたため、今後は、学齢期の子どもがいる家庭向けに情報提供を拡大していくことも必要です。また、家庭での読書の習慣化を促進するため、家庭と連携した読書活動を推進する必要があります。

イ 青少年(中学生・高校生)に対する読書支援の充実

学校段階が進むにつれて、読書活動が減少する傾向がありますが、これまでの取組では、青少年と呼ばれる世代(主に中学生・高校生)が読書習慣を身に付けるための方策は十分ではありませんでした。このため、今後は、青少年向けの取組の充実を図り、本や読書に興味・関心を持ち、目的や必要に応じた読書活動を進めることができるように支援していく必要があります。

ウ 学校における読書活動の全体計画・年間指導計画の見直し

学校では、学習指導要領に沿って、読書活動の全体計画・年間指導計画をさらに充実した内容とするよう、全小・中・高等学校において司書教諭を中心に教職員や学校図書館担当事務職員(学校司書)が連携して、毎年見直しに取り組む必要があります。

特に、本や資料等を活用した学習活動を充実させるため、教職員の指導力の向上を図り、学校図書館担当事務職員(学校司書)と連携し、体系的な読書活動を推進していく必要があります。

基本方針2 子どもの読書活動推進のための施設、設備その他の諸条件 の整備・充実

(1) 成果

ア 図書館の充実

図書館では、全職員数の8割に相当する司書を配置し、良質な新刊児童書の収集・提供を行うとともに、資料相談に応じることのできる体制を整備しました。また、高校生を対象とした「高校生のための職業ハッケン!!コーナー」の新設や、大型絵本や布絵本、録音図書等の収集・提供など、利用対象に応じた資料の収集・提供の仕方についても工夫し、子どもの年齢等を考慮した読書環境の整備を推進しました。

図表6 図書館における児童書の蔵書数及び貸出数

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童図書 (年度末)	蔵書数	608,506冊	613,765冊	624,869冊	636,509冊	639,772冊
	貸出数	1,298,004冊	1,295,328冊	1,266,279冊	1,237,513冊	1,237,832冊

イ 学校図書館の充実

小・中学校の学校図書館では、計画的な図書の整備を行い、新設校を除くすべての小・中学校において、国が定めた学校図書館図書標準冊数を達成しています。図書の選書についても、各区の拠点校に配置している学校図書館担当事務職員(学校司書)が選書の参考となる資料を作成して学校へ配付するなど、魅力的な学校図書館とするための適切な図書の選書を推進しました。

また、司書教諭等を対象とした研修を実施したほか、学校図書館担当事務職員(学校司書)が各区内の小・中学校を巡回して学校図書館のレイアウトの工夫や環境づくりへの取組を随時指導することにより、学校図書館機能の向上を図りました。

(2) 課題

ア 図書館の利用に配慮が必要な子どものための読書環境の整備

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて、障害の有無にかかわらず読書に親しみ楽しむことのできる環境の整備を推進していく必要があります。

また、外国語を母国語とする子どもの読書環境の充実や、多文化への理解の促進も図っていく必要があります。

イ 学校図書館ボランティアの実践力の向上

学校図書館における読書環境の整備・充実に当たっては、読み聞かせや図書の整理を行うボランティアの協力が必要です。

学校図書館ボランティアの確保については、校長会等を通じて各学校に呼びかけましたが、ボランティアの人数は減少傾向にあります。その原因として、各学校で地域や保護者の実態、学校の規模等に違いがあり、一律に人数の確保を呼び掛けることが困難であることが考えられるため、今後は、各学校の実態に応じて必要なボランティアの確保に努めるよう呼び掛けるとともに、ボランティアの役割を明確にし、その実践力の向上を図る取組を推進するなど、ボランティアの人数よりもボランティアの質を大切にしていける必要があります。

ウ 学校図書館運営体制の充実

学校図書館は、学校内における読書活動の拠点としての「読書センター」の機能にとどまらず、各教科等における学習を支援する「学習・情報センター」としての機能を発揮する必要があります。これらの機能の向上を図るためには、「学校図書館法」改正の趣旨からも、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）の配置が有効であると考えられます。

このため、各区の拠点校に配置している学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置のあり方や、司書資格を有する者等の外部人材の活用方法等について検討する必要があります。

エ 図書館と学校等との連携・協力の推進

図書館では、豊富な蔵書と司書を有する図書館の役割の一つとして、学校での調べ学習に必要な図書の貸出や、図書館見学の受け入れ、出前事業など、学校における読書活動を支援する取組を実施していますが、これらの取組は十分に活用されていません。

このため、図書館司書と学校図書館担当事務職員（学校司書）が積極的に協議・情報交換を行い、図書館と学校の連携・協力をより一層深めていく必要があります。

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 成果

ア 広報紙等を活用した啓発・広報の推進

図書館、公民館、児童館、保健センター等が発行する広報物やホームページを活用して広報に取り組みました。

また、啓発事業として、「子ども読書の日」を中心とした児童書の現物展示や講演会等の読書普及事業の実施、広島3大プロ（広島交響楽団、サンフレッチェ広島、広島東洋カープ）のデザインを表紙に使用した「読書貯金通帳」の作成・配布を通じて、子どもの読書活動に関する理解と関心を高めました。

(2) 課題

ア 子どもの読書活動を推進する取組のPR強化と啓発の充実

教育委員会、図書館等において子どもの読書活動を推進していくために、多種多様な取組を展開していますが、各家庭に分かりやすくまた適時に周知させていくため、図書館と学校、関係機関・関係団体等が連携し、情報を発信していく必要があります。

また、家庭での読書習慣付けを進めるため、保護者に対する読書活動の意義や大切さについての啓発の充実を図る必要があります。

第2部 計画の策定

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

「本と出会い・楽しみ・豊かに生きる」

この計画では、子どもが本と出会い、読書の楽しさにふれながら、ことばの力^(※1)や「教養・価値観・感性」等を身に付け、自ら考え、判断し、豊かに生きていくために、あらゆる機会とあらゆる場所において、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進することを目的として策定します。

2 計画の位置付け

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく市町村子ども読書活動推進計画
- 広島市教育振興基本計画の行動計画

3 計画の対象

本計画では、「子ども」とは、おおむね18歳以下の者のことを言います。

4 計画期間

平成28年度から平成32年度までとします。

※1 ことばの力:子どもの「学習」や「生活」全ての基盤となるもので、自分の気持ちや考えを伝え合う力や情報を正しく理解し物事を的確に判断できる思考力等を指します。

第2章 基本方針と施策体系

本と出会い・楽しみ・豊かに生きる

～子どもが本と出会い、読書の楽しさにふれながら、ことばの力や「教養・価値観・感性」等を身に付け、自ら考え、判断し、豊かに生きていくために、あらゆる機会とあらゆる場所において、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進する～

基本方針 1 家庭における子どもの読書活動の推進

《具体的方針》

1 家庭における子どもの読書活動の推進

《取組方針》

- 保護者等への学習機会や情報提供の充実
保護者等に対する啓発・広報活動の推進
- 家庭での一日5分絵本の読み聞かせ運動の推進

基本方針 2 地域における子どもの読書活動の推進

1 図書館における子どもの読書活動の推進

- 幼児・児童の読書支援
- 青少年の読書支援【新規】【重点】
- 調べ学習の支援
- 保護者等に対する読書推進事業の推進【重点】
- 読み聞かせボランティアの研修及び活動支援
- あらゆる子どものための読書環境の充実【重点】
- 司書の知識・技術の向上と適切な配置
- 図書館ボランティアとの協働
- 民間団体等に対する情報提供
- 図書館における啓発・広報活動の推進

2 公民館等における子どもの読書活動の推進

- 公民館におけるおはなし会等の充実と学習機会や情報提供の推進
- 公民館図書室等の読書環境の整備・充実
- ボランティア団体等への研修及び活動支援
- 児童館におけるおはなし会の充実
- 児童館における読書環境の充実
- 公民館・児童館における啓発・広報活動の推進

基本方針 3 学校等における子どもの読書活動の推進

1 学校等における子どもの読書活動の推進

- 学校における読書活動の全体計画・年間指導計画の見直し【重点】
- 調べ学習の推進や「朝の読書」活動等の取組の普及
- 発表機会の充実
- 学校図書館司書教諭等教職員の知識・技能の向上及び学校図書館に関する情報の提供【重点】
- 学校図書館の運営にあたるボランティアの実践力の向上
- 学校図書館運営体制の充実【新規】
- 学校図書館等の施設・設備の整備・充実
- 幼稚園・保育園・認定こども園における読書活動の推進
- 幼稚園・保育園・認定こども園における読書環境の充実と選書の工夫
- 家庭と連携した読書活動の推進【重点】

基本方針 4 関係機関の連携・協力の推進

1 公的機関の連携・協力の推進

- 図書館と公民館、保健センター等の連携・協力
- 図書館と学校・学校図書館等の連携・協力【重点】

2 民間機関等との連携・協力の推進

- 社会教育関係団体等との連携・協力
- 読書関係団体やグループとの連携・協力

第3章 目標設定と重点施策

1 目標

図書館、学校等で「本を読むきっかけの提供」や「本を読むことの習慣化」に取り組み、自主的に読書をする子どもを増やします。

指標	区分	(現状) 平成 27 年度	⇒	(目標値) 平成 32 年度
1 か月に 1 冊以上 本を読む 子どもの割合※2	小学校 5 年生	90.1%	⇒	93.8%
	中学校 2 年生	83.0%	⇒	87.3%
学校の授業時間以外に、 普段(月～金曜日)、 読書をする子どもの 割合※3	小学校 6 年生	80.7%	⇒	84.7%
	中学校 3 年生	68.7%	⇒	74.1%

※2 「基礎・基本」定着状況調査(広島県教育委員会実施)による数値。目標値は、第二次計画の目標値(第56回学校読書調査((毎日新聞社・全国学校図書館協議会実施))の全国平均値)とする。

※3 全国学力・学習状況調査(文部科学省実施)による数値。目標値は、過去の平均伸び率を乗じて設定する。

2 重点施策

第二次計画では、乳幼児から小・中学生の読書活動に重点を置いて取り組んできました。

生涯にわたる読書の習慣付けを進めるために、これまでの取組を継続するとともに、本に興味・関心を持たせる取組をより一層推進していく必要があります。

また、家庭での読書時間が短いことや学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしないう傾向があるという課題を踏まえ、各学校段階において、読書の機会の充実や図書を紹介、読書経験の共有等を通じて、図書に触れる様々な機会の確保に努めていくとともに、保護者に対しても、読書活動の意義や大切さについての啓発の充実を図る必要があります。

こうしたことを踏まえ、第三次計画では、図書館においては、保護者等に対する読書推進事業の実施、青少年(中学生・高校生)向けの読書支援、障害のある子どもへの読書支援に、重点的に取り組みます。

また、学校においては、学習指導要領を基本として、各教科等を通じた読書活動の推進と司書教諭等教職員の研修の充実、家庭と連携した読書活動の推進に、重点的に取り組みます。

さらに、図書館と学校・学校図書館の連携・協力について、重点的に取り組みます。

(1) 図書館における重点施策

重点施策	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
青少年向けの図書の 展示会の実施	図書館での展示回数 全館で 3 回	図書館での展示回数 各館年 1 回以上
家庭読書アドバイザー※4の派遣	養成講座を開催し家庭読 書アドバイザー※4として 登録 (15 名) (平成27年度 派遣予定回数 13回)	幼稚園・保育園・認定こど も園等への家庭読書アドバ イザー※4の派遣 派遣回数 45 回
DAISY (デイジー) 図書※5の整備	DAISY 図書・マルチメデ ィア DAISY 図書※5の蔵書 冊数 112 タイトル	DAISY 図書・マルチメディ ア DAISY 図書※5の蔵書冊 数 180 タイトル

※4 参観日などの機会に幼稚園・保育園・認定こども園等に出向き、読書の意義や楽しさ等を保護者に伝えるボランティアのこと。

※5 視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人向けに作るデジタル録音図書のことで、パソコンで専用ソフトを利用して再生する。マルチメディア DAISY は、文字情報や画像も同時に再生できる。

(2) 学校における重点施策

重点施策	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
読書活動の全体計 画・年間指導計画の活 用・見直し	見直しをした学校の割合 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	全ての小・中・高等学校で 現計画を活用し、毎年見直 しを行う。
本を読む力を育てる 指導の充実	様々な本や資料を基に自分 の考えをもたせる指導をし ている学校の割合※6 小学校 92.9% 中学校 93.7%	全ての小・中学校で様々な 本や資料を基に自分の考え をもたせる指導を行う。
「10(テ) オフ運動※ 7」と連携を図るなど 家庭と連携した読書 活動の推進	家庭における読書習慣の定 着の奨励	全ての小・中学校で、リー フレットの活用等により読 書効果を周知し、家庭での 読書を促す。

※6 「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査(広島県教育委員会実施)による数値

※7 10(テン) オフ運動: 携帯電話・スマートフォン等の急速な普及や無料通信アプリの浸透等により、長時間使用による生活習慣の乱れや新たないじめなどの問題が台頭するとともに、家族とふれあう機会や自宅で学習や読書をする時間が減少している状況にあることから、規則正しい生活習慣の定着を図ることを目的として、遅くとも夜10時までには電源を切るなどの携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を促進する取組を展開するもの。

(3) 関係機関の連携・協力における重点施策

重点施策	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
図書館と学校・学校図書館の連携・協力	図書館と連携した活動※8 を行っている学校の割合 小学校 73.9% 中学校 57.8% 高等学校 100%	全ての小・中・高等学校で 図書館と連携した活動※8 を行う。

※8 図書館訪問、職場体験学習、学校への蔵書・資料等の貸出や出前事業（おはなし会等）等のこと

第4章 計画推進のための取組

[新]は新規取組 [重]は重点取組 [改]は改定取組

基本方針 1 家庭における子どもの読書活動の推進

<子どもの読書活動の推進における家庭の役割>

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるもので、読書が生活の中に位置付けられて継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実や読書活動の習慣化に取り組むことが求められます。

家庭内で本の読み聞かせを行うこと、子どもと一緒に本を読む時間を設けること、図書館に出向くこと、子どもの身の回りに、興味・関心を引く本があることなど、本と出合う環境づくりへの配慮が必要です。

乳幼児においては、語りかけやわらべうた、絵本を通してのふれあいは、親子の精神的な絆を強めるとともに、家庭での読書活動の礎になります。小・中学生、高校生においては、身近な存在である保護者が、子どもと共に読書に親しむ、本について話し合うなどして、読書の楽しさや喜びを分かち合うことにより、子どもの自主的な読書活動につなげ、生涯にわたる読書習慣が身に付くようにすることが必要です。核家族化、少子高齢化の社会情勢にあわせ、祖父母などとの世代間のつながりや地域の中で読書を楽しむことも有効です。

(1) 保護者等への学習機会や情報提供の充実 保護者等に対する啓発・広報活動の推進

家庭での読書活動の大切さへの理解を深めるため、ブックスタート事業(※9)の趣旨を踏まえた取組である読み聞かせにふさわしい推奨絵本リストをこんにちは赤ちゃん事業(※10)等で配付するほか、妊婦、乳幼児の保護者等への絵本の読み聞かせ、絵本の紹介等や保護者等への講座の実施等各種事業を充実します。また、様々な機会を捉えて、絵本を介した親子のふれあいの大切さについて周知を図ります。

図書館では、子どもとその保護者等に向けて、来館時以外でも幼稚園・保育園・認定こども園や公民館等を通じて、発達段階に応じた子どもの読書活動についての情報提供や絵本リストなどの配布を行います。また、保護者が子どもの読書をしつけや早期教育の一環として受け取り、不安や負担を感じることがないように、気軽に読書について相談できる機会や場を提供します。特に、乳幼児のいる保護者等に向けて、読書の意義や楽しさ、本の与え方について話をしたり、求めに応じて助言したりする「家庭読書アドバイザー」を幼稚園・保育園・認定こども園等へ派遣し、家庭での読書習慣を形成する支援を行います。

※9 ブックスタート事業:赤ちゃんに、絵本を開く体験と一緒に、絵本を手渡す活動

※10 こんにちは赤ちゃん事業:生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育ての不安や悩みを聞くとともに子育てに関する情報提供を行う乳幼児家庭全戸訪問事業

■ 主な取組

- 育児教室、4か月児健康相談等乳幼児健康診査時における読み聞かせの実施や絵本の紹介
- 母子健康手帳や乳幼児健康診査配布用冊子へ絵本の読み聞かせに関する内容の記載
- 発達段階別図書リストの配付
 - 0・1・2歳向け…こんにちは赤ちゃん事業等を通じて配付
 - 3・4歳向け…3歳児健康診査等を通じて配付
 - 5・6歳向け…幼稚園・保育園・認定こども園を通じて配付(就学前5歳児)
 - 小学校1・2年生向け…学校を通じて配付(小学校第1学年児童)
 - 小学校3・4年生向け…学校を通じて配付(小学校第3学年児童)
 - 小学校5・6年生向け…学校を通じて配付(小学校第5学年児童)
 - 中学生向け…学校を通じて配付(中学校第1学年生徒)

[新] ● 学齢期の子どもがいる保護者への情報提供

[新] [重] ● 家庭読書アドバイザー派遣による親子読書の奨励

[改] ● 読書相談の積極的な実施

- 図書館におけるおはなし会(※11)等の各種事業の実施
- 父親のグループなど保護者等を対象とした読み聞かせ講座等の実施
- 公民館における保護者等を対象とした家庭教育講座等の実施

(2) 家庭での一日5分絵本の読み聞かせ運動の推進

子どもと保護者の一層良好なコミュニケーションを図るとともに、絵本の面白さや読書の楽しみを自然に子どもと共有することができる環境をつくっていくために、家庭での習慣的な絵本の読み聞かせ運動を推進します。

■ 主な取組

[改] ● 一日5分絵本の読み聞かせ運動の推進

※11 おはなし会:本の読み聞かせや物語を語って聞かせるストーリーテリング(素話)等を通じて、子どもと本を結ぶための事業

基本方針 2 地域における子どもの読書活動の推進

1 図書館における子どもの読書活動の推進

＜子どもの読書活動の推進における図書館の役割＞

図書館は、子どもが本と出会い、様々な読書体験ができるよう司書によって選びぬかれた蔵書を備え、子どもの読書の権利を保障する機関であり、子どもが豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しさを知ることができる場所です。図書の貸出を行うほか、子どもの調べものに司書が応じたり、調べ学習のために資料の収集・提供も行います。

また、保護者も子どもに読ませたい本を自由に選んだり、司書に読書相談したりすることができる場所です。

さらに、おはなし会や本の展示等の実施、本の紹介リストの作成・配布や、子どもの読書活動を推進する団体やボランティアの活動支援などにも取り組むなど、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

(1) 幼児・児童の読書支援

子どもたちが心豊かに、また、生きる力につながる読書活動を行うことができるよう、読み聞かせボランティアとの協働により、各区図書館等で開催しているおはなし会など各種読書行事を充実します。

図書館職員の仕事を体験する機会の提供や各種読書行事の開催、学齢期別（発達段階別）の図書館利用案内と図書リストの配付を通して、子どもたちの図書館または読書活動に対する関心や親しみを深め、図書館の利用促進を図ります。

■ 主な取組

- おはなし会等の各種事業の実施（再掲）
- 図書館の利用促進のための事業の実施
- [改] ● 学齢期別（発達段階別）図書館利用案内及び図書リストの作成・配付（再掲）

(2) 青少年の読書支援

読書活動が減少する傾向にある青少年（中学生・高校生）の世代に対して、本や読書に興味・関心を持ち、目的や必要に応じた読書活動を進めることができるように支援を行います。

■ 主な取組

- [重]● 青少年向け図書の展示等の実施
- [改]● 学齢期別（発達段階別）図書館利用案内及び図書リストの作成・配付（再掲）
- [新]● 青少年を対象とした図書館の利用促進事業の実施
- [新]● 中学校での「朝の読書」活動支援図書セット貸出事業の実施
- [新]● 青少年向け図書の充実及び貸出の推進
- [新]● 高校生向け図書リスト（職業関連）の作成・配布

(3) 調べ学習の支援

小・中学校における調べ学習を支援するため、必要な資料の収集・貸出を行います。

また、学校・学校図書館と連携して調べ学習用資料のテーマの見直し・充実を図るほか、教職員及び学校図書館担当事務職員（学校司書）への情報提供を積極的に行います。

■ 主な取組

- 調べ学習のための資料の充実及び貸出の推進
- [改]● 教職員及び学校図書館担当事務職員（学校司書）への調べ学習に関する情報提供

(4) 保護者等に対する読書推進事業の実施

子どもと本をつなぐ存在となる保護者やボランティア、教職員からの子どもの本や読書活動に関する相談・質問に積極的に応じる機会を提供するほか、ブックトーク（※12）活動などにも取り組み、子どもにとって身近な大人の読書活動への理解と関心を深めます。

また、家庭読書アドバイザーを幼稚園・保育園・認定こども園等へ派遣し、家庭での読書習慣を形成する支援を行います。

■ 主な取組

- 保護者等を対象とした読書会など読書推進事業の実施
- [新] [重] ● 家庭読書アドバイザー派遣による親子読書の奨励（再掲）
- [改] ● 読書相談の積極的な実施（再掲）

(5) 読み聞かせボランティアの研修及び活動支援

読み聞かせボランティア入門講座を開催し、地域で子どもの読書活動を推進するボランティアの人材養成に取り組みます。

さらに、読み聞かせボランティアのステップアップのための研修会を継続的に実施し、物語を語って聞かせるストーリーテリングの技術や選書に必要な知識の習得などの向上に取り組みます。

また、家庭における子どもの読書活動を推進する家庭読書アドバイザーの研修会・交流会を実施し、活動に必要な知識の習得などの向上に取り組みます。

読み聞かせボランティア登録者（※13）には、図書館や保健センター、公民館などでのおはなし会や読み聞かせの会の場の情報を提供します。

■ 主な取組

- 読み聞かせボランティアを対象とした入門講座やステップアップ研修会の充実
- [新] ● 家庭読書アドバイザー研修会・交流会の実施
- [改] ● 読み聞かせボランティア登録者に図書館や保健センター、公民館等でのおはなし会等の場の情報を提供

※12 ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

※13 読み聞かせボランティア登録者：こども図書館や各区図書館で開催する「子どもと本を結ぶボランティア養成講座」を受講し、継続実習（おはなし会の見学と実習）を修了したボランティアを読み聞かせボランティアとして登録する。

(6) あらゆる子どものための読書環境の充実

子どもの発達段階に応じて、子どもの知的、感性・感情的経験を広げ、豊かな創造力を養うことができるような良質な図書を選択・収集し、その提供に努めます。

また、障害のある子どもや外国語を母国語とする子ども、その他配慮が必要な子どもも含め、あらゆる子どもにも利用しやすく配慮した読書環境の充実を図ります。

■ 主な取組

- 良質な図書の収集・提供

[重] ● 録音図書の収集・提供と郵送貸出の推進

[改] ● 大型の絵本や布絵本等の収集・提供

[改] ● 外国語の絵本の収集・提供と外国語によるおはなし会等の実施

(7) 司書の知識・技能の向上と適切な配置

司書は、子どもや保護者からの読書に関する相談に対し適切に応え、読み聞かせボランティア等の育成を支援し、さらに学校や地域と連携して子どもの読書活動を推進する重要な役割を担っています。

図書館に司書を適切に配置するとともに、子どもに対する図書館サービスを推進する司書の専門的な知識と技術を向上させるため、関係機関が実施する研修への参加を奨励するなど研修を充実します。

■ 主な取組

- 司書の適切な配置

- 司書の研修の充実

(8) 図書館ボランティアとの協働

図書館では、図書の整理や本の修理等を行い、図書館をより快適に利用できる環境づくりを進めていく上で、図書館運営ボランティアとの協働が欠かせません。また、こども図書館では、中学生・高校生の図書館ボランティア「ライブラリー・サポーターズ」が子どもの視点からおすすめ本をPRしたり館内を装飾したりするなどの活躍をしています。

また、図書館や公民館などで活動している図書ボランティアで組織する「広島市・ほんはともだちネットワーク」は、団体・グループ間の交流や研修などを実施しています。

図書館ボランティアによる幅広い読書推進活動への支援に努めるとともに、ボランティアとの協働により、図書館の魅力づくりと地域における読書活動を推進します。

■ 主な取組

- 「広島市・ほんはともだちネットワーク」への交流や研修の場の提供、情報提供及び運営に関する相談等による幅広い活動への支援
- 図書館ボランティアとの協働

(9) 民間団体等に対する情報提供

PTAや子育てグループ等に情報提供を行うため、図書館ホームページに図書館の利用案内や図書の紹介等子どもの読書活動に関する情報を掲載するほか、PTA新聞等へ啓発に関する記事の掲載を働きかけます。

■ 主な取組

- 各種団体等への情報提供

(10) 図書館における啓発・広報活動の推進

おはなし会や読書相談等の実施を通じて、絵本を介した親子のふれあいの大切さについて、周知・普及を図ります。

また、図書館で実施している事業や子どもの読書活動の推進に関する様々な情報を収集し、多くの市民が容易に利活用できるよう、広報紙やホームページなど様々な広報媒体を用いた情報提供を行います。

さらに、広島にゆかりのある作家や原爆・被爆に関する資料を収集し、これらの資料に触れる機会を提供することを通じて、郷土への関心・愛着を深めるとともに、平和への思いを深める取組みを推進します。

国が児童福祉に関する出版物を児童福祉文化財として推薦しているほか、いろいろな機関や団体が良質な図書(※14)を推薦しています。このような良質な図書の周知・普及に取り組みます。

■ 主な取組

- 広報紙、ホームページを活用した啓発・広報
- 発達段階に応じた図書リストの配付による読書活動の啓発・推進
- 「読書貯金通帳」の配布による読書活動の啓発・推進
- 「子ども読書の日(4月23日)」の周知と「子ども読書まつり」の実施
- 「ひろしま図書館まつり」の実施
- 良質な図書の周知・普及

※14 良質な図書の推薦目録(参考)

- ・学校図書館基本図書目録(公益社団法人全国学校図書館協議会)
- ・社会保障審議会児童福祉文化財推薦一覧
- ・子どもたちにすすめたい本目録(広島県青少年出版物対策委員会)
- ・ほんはともだち-子どもの心を育てる良書目録(こども図書館発行)

2 公民館等における子どもの読書活動の推進

<子どもの読書活動の推進における公民館等の役割>

公民館図書室(※15)や地域文庫(※16)については、図書館の配本所と位置付け、定期的に図書の入替を行っており、絵本や児童書の閲覧・貸出を行っています。また、公民館では、乳幼児連れの親子が集うオープンスペースなどを開設しており、子どもにかかわる大人も気軽に利用できる場所です。

児童館は、児童福祉法に規定する児童厚生施設の一つであり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童館では、子どもたちが自由に本を読むことのできる図書コーナーを設置したり、地域のボランティアによる読み聞かせなども実施しています。

また、図書館から地理的に遠い地点などを定期的に自動車図書館「ともはと号」が巡回し、絵本や紙芝居、児童書などの貸出を行っています。

これらは、地域に身近な図書館として、子どもの読書活動を推進する重要な役割を担っています。

(1) 公民館におけるおはなし会等の充実と学習機会や情報提供の推進

読み聞かせグループ等により子どもの発達段階(乳児期、幼児期、児童期)に応じたおはなし会等を開催するとともに、子どもの読書活動推進に大きな影響力を持つ保護者への学習機会の提供や公民館だよりを利用した絵本の紹介等の情報提供にも積極的に取り組みます。

■ 主な取組

- おはなし会等の実施
- 保護者を対象とした家庭教育講座等の実施(再掲)
- 子どもの読書活動推進に関する情報提供

※15 公民館図書室:図書館からの配本(各館 3,000~4,000 冊、内児童図書は4割)により整備しています。図書の更新は、毎月1回、一般向け図書 50 冊、児童図書 50 冊を入れ替えています。

※16 地域文庫:集会所等に設置している図書コーナーのことで、図書館から約 1,000 冊の図書を配本し、毎月図書を入れ替えています。地域文庫は、各集会所運営委員会が選任した図書委員によって運営されています。図書委員は、全員ボランティアです。

(2) 公民館図書室等の読書環境の整備・充実

図書館と公民館が定期的に協議や情報交換を行う機会を設け、公民館図書室等の蔵書や運営体制の充実に取り組みます。

また、図書ボランティアとの協働により、図書の整理や修理等に取り組み、快適に利用できる環境づくりを進めます。

■ 主な取組

- 赤ちゃん絵本コーナーの設置など子ども向け図書の充実

[新] ● 公民館と図書館の協議や情報交換の推進

(3) ボランティア団体等への研修及び活動支援

ボランティア団体等に対し、図書室の運営に必要なマニュアルを配付するとともに、図書館と協力して公民館図書室の運営に関する講座を開催するなど図書ボランティアの育成に努めます。

また、地域の子どもの活動拠点である公民館、地域文庫、児童館等の図書室が快適に利用できるよう、定期的に図書の整理や修理等を行う図書ボランティア活動の拡充に取り組みます。

■ 主な取組

- 図書ボランティアの育成及び活動の充実
- ボランティアの交流・研修の実施

(4) 児童館におけるおはなし会の充実

児童館の読み聞かせボランティアと連携し、おはなし会を開催します。

■ 主な取組

- おはなし会の実施

(5) 児童館における読書環境の充実

より利用しやすい図書コーナーとなるよう、絵本等図書の充実を図り、読書環境の整備に努めます。また、子どものニーズに応じた選書に努めます。

■ 主な取組

- 読書環境の充実
- ニーズに応じた選書の推進

(6) 公民館・児童館における啓発・広報活動の推進

広報紙等を活用し、各施設での取組について周知を図るとともに、様々な機会を捉えて、読書活動の推進につながる情報の提供に努めるとともに、読書活動の意義について啓発します。

■ 主な取組

- 公民館だより・児童館だより等を活用した啓発・広報

基本方針3 学校等における子どもの読書活動の推進

<子どもの読書活動の推進における学校等の役割>

乳幼児期は、絵本や物語に出会い、言葉をはじめとした様々な知識や知恵を学び、感性や情緒、さらに想像力、表現力、思考力、創造力などを養い、命の大切さや人を大切にするなど、より豊かな人間性を育む第一歩となる重要な時期です。幼稚園・保育園・認定こども園は、地域の未就園児も含めて乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実させる役割を担っています。

学齢期は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく時期です。子どもが多く時間を過ごす学校では、子どもが自由に読書を楽しむ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。また、学習指導要領に沿って、各教科等の学習を通じて、発達の段階に応じた体系的な読書活動を充実させ、読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていく役割を担っています。

1 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校における読書活動の全体計画・年間指導計画の見直し

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（ともに平成20年3月改訂）、高等学校学習指導要領（平成21年3月改訂）には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」と掲げられています。

読書活動の全体計画・年間指導計画をさらに充実した内容とするよう、学校に対して指導し、司書教諭を中心に教職員や学校図書館担当事務職員（学校司書）が連携して見直しに取り組みます。

■ 主な取組

[重]● 読書活動の全体計画・年間指導計画の見直し

(2) 調べ学習の推進や「朝の読書」活動等の取組の普及

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、「読書活動の充実」を国語科の改訂の要点として挙げており、目的に応じて本や文章などを選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることを重視していることから、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を推進する必要があります。

全小・中学校で、読み聞かせの実施や日常の学習指導に図書館や学校図書館を使った調べ学習を積極的に取り入れるとともに、週1回以上の「朝の読書」活動及び「子ども読書の日（4月23日）」の全校一斉「朝の読書」活動（前後1週間含む）を推進します。

高等学校で、各教科や部活動において、探究的な学習を行う際、学校図書館で調べ学習を行うなど、学校図書館を活用した取組を推進します。

こうした活動・取組の推進に当たって、その意義や方法について、校内授業研究や教育研究会等において、教職員等に対する指導を行います。

■ 主な取組

- 「朝の読書」活動や読み聞かせの推進
- 調べ学習の推進

(3) 発表機会の充実

小学校学習指導要領では、国語科の「読むこと」の領域の中に、交流に関する指導事項があり、本や文章を読んで考えたことをまとめ、発表し合うことが位置付けられています。こうした学習は、本の内容を深く理解する上で効果的であり、自分の考えを広げたり深めたりすることにつながります。

各学校で読んだ本を紹介する等、本を読んだことを表現する学習活動を充実させます。また、各種団体等が主催する読書感想文コンクール等に参加することを奨励します。

■ 主な取組

- 読んだ本を紹介する等、本を読んだことを表現する学習活動の充実
- 各種コンクール等への参加の奨励

(4) 学校図書館司書教諭等教職員の知識・技能の向上及び 学校図書館に関する情報の提供

学校図書館法及び学校図書館法附則第2項の学校規模を定める政令に基づき、12学級以上のすべての学校に、有資格者を学校図書館司書教諭として配置しています。また、学校図書館担当事務職員（学校司書）を各区の拠点校に配置しています。

大学等で実施されている学校図書館司書教諭講習会への参加を促し、学校図書館司書教諭資格取得者を増やすことにより、学校図書館担当者の知識・技能の向上を図ります。

また、学校図書館の学習・情報センター及び読書センターとしての機能を学校教育において活用できる教職員の指導力の向上を図ります。

さらに、図書館等と連携し、学校図書館に関する情報提供を推進し、全ての教職員が読書活動の推進に向けた取組の充実を促進します。

■ 主な取組

- 学校図書館司書教諭講習会への参加による資格取得の奨励
- [重] ● 学校図書館司書教諭や教職員の研修の充実
- [新] ● 先進校の取組事例の紹介
- [改] ● 図書館等と連携した学校図書館に関する情報提供の推進

(5) 学校図書館の運営に当たるボランティアの実践力の向上

学校図書館の運営を充実させるためには、司書教諭や学校図書館担当事務職員（学校司書）とともに、本の読み聞かせや、図書の管理等を行うボランティアとの協働が欠かせません。

学校の実態に応じて必要なボランティアの確保に努めるよう呼び掛けるとともに、ボランティアの役割を明確にした上で、学校図書館担当事務職員（学校司書）が各学校を巡回して適切な支援を行うことで、各学校の図書ボランティアの知識・技能の向上を図り、実践力を高めます。

■ 主な取組

- 学校図書館担当事務職員（学校司書）等による図書ボランティアに対する研修の充実

(6) 学校図書館運営体制の充実

本市では、平成22年度から、司書資格を有する学校図書館担当事務職員（学校司書）を行政区に1名ずつ配置を始め、区内の小・中学校を巡回して学校図書館の運営についての指導・助言を行ってまいりました。また、地域の方々を中心に図書ボランティアとして学校図書館運営に携わっていただいています。

基礎基本の学力の向上には、児童・生徒の読書環境を整えることが重要であり、そのために、学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置のあり方や、司書資格を有する者等の外部人材の活用方法などの検討を行い、学校図書館運営体制の充実を図ります。

■ 主な取組

[新]● 司書資格を有する者等の外部人材の活用などの検討・実施

(7) 学校図書館等の施設・設備の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていく必要があります。また、各教科等を通じて、多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実させていく必要があります。

適切な図書の選書と更新を行い、図書資料の充実を図るとともに、調べ学習に役立てるため、辞書・辞典・事典等の配備を推進します。

また、蔵書検索や読書状況等が効率的に把握・管理できるパソコンやシステムの充実を図ります。

特別な配慮が必要な子どもに対しては、その障害の状態等に応じた読書環境の整備を図書館と協力して推進します。

■ 主な取組

- 魅力的な学校図書館とするための適切な図書の選書
- 学校図書館への辞書・辞典・事典等の配備の推進
- 学校図書館図書情報のデータベース化の推進
- 特別支援学校での障害の状態に応じた選書の推進と読書環境の工夫

[新]● 特別支援学校への自動車図書館車「ともはと号」の巡回

[新]● 病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級）への図書配本

(8) 幼稚園・保育園・認定こども園における読書活動の推進

ボランティアとの協働等により、幼稚園・保育園・認定こども園において本の読み聞かせや本の貸出のより一層の推進に努めます。

幼稚園では絵本カード(※17)、「幼児のひろば推進事業」(※18)等における本の貸出や親子の読書活動の奨励を継続して実施し、読書の楽しさに出会うことができるよう取り組みます。

保育園・認定こども園では育児相談や「きんさい！みんなの保育園事業（地域活動事業）」(※19)等を実施し、本の貸出や親子の読書活動の奨励に取り組みます。

■ 主な取組

- ボランティアとの協働等による幼稚園・保育園・認定こども園における読み聞かせや本の貸出の推進
- 幼稚園における絵本カードや「幼児のひろば推進事業」等での親子の読書活動の奨励
- 保育園・認定こども園における育児相談や「きんさい！みんなの保育園事業（地域活動事業）」等での親子の読書活動の奨励

(9) 幼稚園・保育園・認定こども園における読書環境の充実と選書の工夫

より利用しやすいものとなるよう、発達段階や季節に応じた絵本の紹介、図書室の本を借りる機会を定期的に設定する等、絵本等の図書の充実を図り、読書環境の整備に努めます。

また、乳幼児期から読書に親しむ習慣づくりのため、親子でふれあえる絵本等の充実を図るとともに、子どものニーズに応じた選書に努めます。

■ 主な取組

- 読書環境の充実
- ニーズに応じた選書の推進

※17 絵本カード：幼稚園と家庭において「読み聞かせ」時の幼児の姿を記録するカード。

※18 幼児のひろば推進事業：幼稚園において、地域の乳幼児に遊びの場や機会を提供したり、保護者の子育てに関する相談に答えたりする子育て支援事業。

※19 きんさい！みんなの保育園事業：幼児のひろばと同じ趣旨で、保育園・認定こども園で行っている子育て支援事業

(10) 家庭と連携した読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者に対して、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図る必要があります。

様々な方法や機会を捉え、家庭での読書活動の推進につながる情報の提供に努めるとともに、読書活動の意義について啓発に取り組みます。

■ 主な取組

[重] ● 「10(テン)オフ運動」と連携を図るなど家庭と連携した読書活動の推進

[重] ● ホームページやリーフレットを活用した啓発・広報

[新] [重] ● 家庭読書アドバイザー派遣による親子読書の奨励（再掲）

[新] ● 図書館が作成する学齢期別（発達段階別）図書リストによる読書活動の啓発・推進

基本方針 4 関係機関の連携・協力の推進

＜子どもの読書活動の推進における関係機関の連携・協力の必要性＞

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもにかかわる家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たし、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図る取組を広げていくとともに、関係機関が緊密に連携し、相互に協力を図って取組を充実させていくことが重要です。

1 公的機関の連携・協力の推進

(1) 図書館と公民館、保健センター等の連携・協力

図書館と公民館が定期的に協議や情報交換を行う機会を設け、公民館図書室等の蔵書や運営体制の充実に取り組みます。

公民館が実施する家庭教育学級、公民館図書ボランティア研修等や、保健センターが実施する育児教室等に、それぞれのニーズに応じて、図書館から司書の派遣や講師の紹介を行います。

また、こども図書館が養成した読み聞かせボランティアに多様な活動の場を提供するとともに、地域での読書活動を推進するため、読み聞かせボランティアの保健センターへの派遣や、公民館・児童館への紹介に取り組みます。

■ 主な取組

[新] ● 公民館と図書館の協議や情報交換の推進（再掲）

- 公民館、保健センターへの司書派遣や講師紹介
- 保健センターへのボランティアの派遣

[新] ● 公民館・児童館へのボランティアの紹介

(2) 図書館と学校・学校図書館等の連携・協力

図書館と学校・学校図書館が緊密に連携するため、図書館司書と学校図書館担当事務職員（学校司書）が積極的に協議・情報交換を行い、学校図書館ボランティアの育成支援や、図書館見学の受入れ、調べ学習の支援等を推進します。

幼稚園・保育園・認定こども園と連携して、こども図書館が養成した家庭読書アドバイザー派遣を促進します。

■ 主な取組

- [改] ● 図書館司書と学校図書館担当事務職員（学校司書）の協議・情報交換の推進
- [重] ● 図書館訪問・職場体験の受入、学校への資料貸出・出前事業等、図書館と学校・学校図書館が連携した事業の推進
 - 学校図書館ボランティア支援のための研修会の開催
 - 調べ学習用の図書館利用手引きの配付
- [新] ● 家庭読書アドバイザー派遣による親子読書の奨励（再掲）

2 民間機関等との連携・協力の推進

(1) 社会教育関係団体等との連携・協力

社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進していくためには、これまで以上に社会教育関係団体等と連携する必要があります。

図書館では、社会教育関係団体や児童福祉施設等に1か月50冊までの団体貸出を行っているほか、除籍した絵本等を要望に応じて譲渡しています。

図書館等において、社会教育関係団体や施設等とそれぞれの特性を生かした連携・協力に取り組みます。

また、障害のある子どもの読書活動を推進するため、広島県視覚障害者情報センター等との連携・協力を図ります。

■ 主な取組

- 図書館等と社会教育関係団体等との連携・協力の推進

(2) 読書関係団体やグループとの連携・協力

子どもの読書に関心のある人により構成されている読書関係団体やグループによって、様々な場で子どもの読書活動を推進する取組が行われています。

こうした読書関係団体やグループとの連携・協力を進めることは、保護者だけでなく、地域住民にとっても読書活動について理解を深めることにつながります。

図書館や公民館等において、読書関係団体やグループとの交流や情報交換を行うなどの連携・協力を図ります。

■ 主な取組

- 図書館等と各種団体等との情報交換や共催事業の実施

第5章 計画の推進

本計画の推進に当たっては、市の各関係課・施設が連携・協力して施策を展開し、総合的かつ継続的に計画を推進していきます。

施策の具体化に当たっては、子どもの読書活動の推進に携わっている個人やグループ、書店組合等の民間団体も含め、幅広く意見を聴きながら各施策に取り組みます。

また、計画の推進状況については、毎年度、目標及び重点施策に関する達成状況を中心に広島市立図書館協議会等において意見を聴きながら、点検及び評価を行い、その内容を公表します。